

産業廃棄物処分委託（水質第1課） 仕様書

技術監理室水質管理センター水質第1課

1 概要

本作業は、上下水道局（以下「局」という。）技術監理室水質管理センター水質第1課（以下「水質第1課」という。）から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及びその他の関係法令を遵守のうえ、受注者が適正に処分を行うものである。

2 場所

京都市東山区栗田口華頂町3 技術監理室水質管理センター水質第1課

3 完成期限

令和8年3月31日まで

4 予定数量

下記のとおり。

なお、下記の量は多少の誤差があるものとする。

薬品名	容量	個数	容器
水銀標準液 100ppm	100mL	1	ポリ瓶
水銀廃液 1ppm	2L	1	ポリ瓶
シアン標準液 1000ppm	100mL	1	ポリ瓶
シアン廃液 10ppm	10L	1	ポリタンク
亜塩素酸ナトリウム	500g	1	ポリ瓶
亜硝酸ナトリウム	500g	4	ポリ瓶
L-アスコルビン酸	25g	5	ガラス瓶
亜硫酸水素ナトリウム	500g	1	ガラス瓶
塩化カルシウム	100g	4	ガラス瓶
グリセリン	500mL	4	ガラス瓶
酒石酸アンチモンカリウム	25g	4	ガラス瓶
硝酸銀	100g	2	ガラス瓶
ビス[+タルトラト]ニアンチモン(Ⅲ)酸カリウム三水和物	25g	1	ガラス瓶
ほう酸	500g	1	ポリ瓶
モリブデン酸アンモニウム	100g	1	ガラス瓶
モリブデン酸アンモニウム	500g	1	ポリ瓶
クロロギ酸 9-フルオレニルメチル	5g	2	ガラス瓶
ジメチルスルホキシド	500g	1	ガラス瓶

硝酸鉛(Ⅱ)	25g	3	ガラス瓶
ジエチルアミン	500mL	1	ガラス瓶
硫酸ナトリウム(無水)	500g	4	ガラス瓶
L-システイン塩酸塩・一水和物	500g	3	ポリ瓶
0.1mol/L 硝酸銀溶液	500mL	1	ガラス瓶
二りん酸ナトリウム十水和物	500g	1	ポリ瓶
硫酸銅(Ⅱ)5 水和物	25g	1	ポリ瓶
酢酸エチル	1L	12	ガラス瓶
過マンガン酸カリウム	250g	1	ガラス瓶
0-(2,3,4,5,6-ペンタフルオロベンジル)ヒドロキシアミン塩酸塩	1g	2	ガラス瓶
亜硫酸ナトリウム	500g	4	ポリ瓶
臭化カリウム	500g	4	ポリ瓶
塩酸	500mL	1	ガラス瓶
エチレンジアミン四酢酸三ナトリウム塩水和物	100g	1	ポリ瓶
バリウム標準液 1000ppm	100mL	1	ポリ瓶
アンチモン標準液 100ppm	100mL	1	ポリ瓶
硝酸コバルト(Ⅱ) 六水和物	500g	1	ポリ瓶
含水有機廃液	20L	16	ポリタンク

5 提出書類

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 産業廃棄物管理票(マニフェスト) | 1 部 |
| (2) 請求書(当局会計規程第 12 条関係) | 1 部 |
| (3) 口座振替依頼書(口座登録済の場合は不要) | 1 部 |
| (4) 完成通知書 | 1 部 |
| (5) その他必要書類等 | 1 式 |

6 作業内容

(1) 搬入方法

本契約から搬出される産業廃棄物の搬入については、水質第 1 課が別途契約する運搬業者が行うものとする。

(2) 処理方法

受注者は、運搬業者より搬入された産業廃棄物を処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。

(3) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を作成すること。また、マニフェストに掛かる費用については、受注者が負担すること。

7 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他の関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、本作業を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ水質第1課の書面による承諾を得て、法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。
- (3) 受注者への産業廃棄物の搬入日は、発注者、受注者及び運搬業者と協議して決定する。
- (4) 産業廃棄物の処分が完了後、直ちに業務終了報告書を作成し提出すること。
なお、業務終了報告書は、マニフェストD票の提出で代えることができる。

8 雑則

- (1) 発注者は、本契約の有効期間中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の2第6号に掲げる情報（当該産業廃棄物の性状及び荷姿、注意すべき事項など）に変更が生じた場合は、適正処理に必要な情報として受注者に対し当該情報を書面にて伝達する。
- (2) 本契約を解除する場合、この契約に基づき引き渡しを受けた産業廃棄物について未だに処理が完了していないものがあるときは、発注者及び受注者は、次の措置を講じる。

ア 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

受注者は、本契約が解除された後も、未処理の産業廃棄物に対する処理責任を免れないことを認識し、当該産業廃棄物に対する処理業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、同一事業区分の許可を有する別の者に受注者の費用負担をもって行わせなければならない。

イ 発注者の義務違反により受注者が契約を解除する場合

受注者は、受注者の選択により受注者のもとにある未処理の廃棄物を発注者に返却することができる。又、本契約の解除前に、受注者が一定の業務を行っていた場合は、実施した業務の割合に応じた費用を発注者に請求することが出来る。